

国立大学法人法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

概要

1. 指定国立大学法人制度の創設

(1) 文部科学大臣による指定(第34条の4)

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

(2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例(第34条の6)

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

(3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命(第9条第3項及び第4項)

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

(4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大(第34条の5)
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮(第34条の8)

2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。(第34条の2)

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。(第34条の3)

施行期日

平成29年4月1日 (ただし、1.(3)については平成28年10月1日)

国立大学法人法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第八条）</p> <p>第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p>第一節 国立大学法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節 大学共同利用機関法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第三款 業務等（第二十九条）</p> <p>第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十四条の三）</p> <p>第五章 指定国立大学法人（第三十四条の四―第三十四条の八）</p> <p>第六章 雑則（第三十四条の九―第三十七条）</p> <p>第七章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第八条）</p> <p>第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p>第一節 国立大学法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節 大学共同利用機関法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第三款 業務等（第二十九条）</p> <p>第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条の二―第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p>

2 (略)

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項及び第三十四条の二において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 8 (略)

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を評価委員会の委員に任命することができる。

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

5 前三項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

(土地等の貸付け)

第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充て

2 (略)

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 8 (略)

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(新設)

(新設)

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

(新設)

るため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のため、現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有するものであること。

2

前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号に掲げる方法

(新設)

3| ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

3| 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならぬ。

第五章 指定国立大学法人

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2| 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3| 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4| 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（研究成果を活用する事業者への出資）

（新設）

（新設）

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

(新設)

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二條第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九條第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十條第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(新設)

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の第三項の規定にかかわらず、同條第一項の認定を受けることなく同條第二項に規定する運用を行うことができる。

(新設)

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十條の二第三項及び第五十條の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十條の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行する

(新設)

ことが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは、「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十四条の九 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項、第三十四條、第三十四條の二若しくは第三十四條の五第二項又は準用通則法第四十五條第一項ただし

(違法行為等の是正)

第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項若しくは第三十四條又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用

第五章 雑則

し書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三〇四 (略)

五 第三十四条の三第二項第二号又は準用通則法第四十七条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十二条第一項に規定する業務(指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十四条の五第一項に規定する業務)以外の業務を行ったとき。

六〇八 (略)

九 第三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 (略)

十二 (略)

(削る)

2 (略)

通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三〇四 (略)

五 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第六章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六〇八 (略)

(新設)

九 第三十四条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 (略)

十二 (略)

の余裕金を運用したとき。

2 (略)

国立大学経営力戦略（概要）

1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、**新たな価値を生み出す礎となる知の創出とそれを支える人材育成を担う国立大学の役割への期待**は大いに高まっており、「社会変革のエンジン」として「**知の創出機能**」を最大化していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した**大胆な発想の転換の下、新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓**、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した**新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決**などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換**。
- 各国立大学は、
 - ・ **既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝**を実行
 - ・ **確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化**。
- 大学共同利用機関法人は、**大学の枠を越えた分野のナショナルセンターとして、研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割**を果たすため、**経営力を強化**。
- 文部科学省は、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保しつつ、**自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援**を実施するとともに、必要な**規制緩和**を行う。

2. 具体的内容

(1) 大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

- ・ 各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に**3つの重点支援の枠組みを新設**

(2) 自己改革・新陳代謝の推進

- ・ **機能強化のための組織再編**、大学間・専門分野間での**連携・連合**
- ・ 「**学長の裁量による経費（仮称）**」によるマネジメント改革
- ・ **意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備**
- ・ **経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保**

(3) 財務基盤の強化

- ・ 収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

(4) 未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

- ・ 「**特定研究大学（仮称）**」「**卓越大学院（仮称）**」「**卓越研究員（仮称）**」の創設

また、これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための**競争的研究費改革**もあわせて実施。

1. 目指すべき指定国立大学像とその果たすべき先導的役割

世界の有力大学と伍して国際競争力をもち、我が国の高等教育をリードする国立大学を国際的な研究・人材育成／知の協創拠点とする。

【キーワード】

人材獲得・育成 研究力強化・国際協働 社会との連携 財務基盤の強化 の好循環。

（世界の有力大学はこのような好循環を維持することにより、持続的な成長につなげている）
これを支えるガバナンスの強化。

- 大学院を中心に、人文・社会・自然科学の分野を通じ、大学全体として優秀な人材を引き付けることにより、更なる研究力の強化を図る。また、優れた教育研究の成果を活用し、様々な形で社会に貢献するとともに、社会から適切な評価・支援を得る。このような好循環を生み出し、あわせて財務基盤の強化を図る。さらに、この好循環を持続させることができるガバナンスを確立する。
- あわせて、我が国の大学が直面している様々な課題を打破していく構想を持ち、そのための先導的な役割を目指す。

2. 指定国立大学の目標設定

◇ 教育研究の卓越性からの目標設定

有力な海外大学の教育研究、大学運営における具体的取組などを踏まえたベンチマークを設定した上で、国際的水準で競い合える目標を設定。

◇ 社会への貢献の観点からの目標設定

社会・経済に関する新たなシステムの変革への貢献に向けた目標を設定。

1

3. 指定国立大学の備えるべき要素

- 【人材育成・獲得】 大学院生への経済的支援、優秀な教職員への処遇（能力や業績を踏まえた評価）
- 【研究力強化】 分野融合・新領域の開拓（人文科学・社会科学分野を含む）
- 【国際協働】 ジョイント・ディグリーを含めた海外大学との連携、世界的課題解決への貢献
- 【社会との連携】 本格的な産学連携、ベンチャー創出のプラットフォーム機能の構築、出資事業の拡大（コンサルティングや企業対象プログラムの提供等）
- 【ガバナンスの強化】 学長のリーダーシップに基づく戦略的な資源配分、IR機能の強化
- 【財務基盤の強化】 規制緩和策（寄附金等の運用範囲の拡大、不動産の第三者への貸付による効率的活用）を活用した財務基盤の強化

4. 具体的なスキーム

- 指定国立大学は、大学の申請により、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し、国際的な拠点となる国立大学を文部科学大臣が指定。
- 「研究力」「国際協働」「社会との連携」の各要素において国内トップレベルであることが申請の条件。
- 申請する大学は、2、3を踏まえ、「目標設定」「備えるべき要素」を含めた、指定国立大学としての構想を提出。その際、自らが伍していこうとする海外大学の取組を踏まえ、ベンチマークを設定。
- 指定にあたっては、海外大学のガバナンス等に精通した者が参画する国立大学法人評価委員会の意見を聴取。
- 指定国立大学の評価は、上記の国立大学法人評価委員会が実施。
- 指定国立大学が自ら設定した目標に対する達成状況が芳しくない場合等は指定を取消しうる。

※ 今後、制度改正等をすみやかにを行い、本制度の創設を目指す。

2

○「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）

IV.改訂戦略の主要施策例

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

・一般の国立大学に比べて高い自由度を有する収益事業等による自己収入拡大を行うことができる「特定研究大学（仮称）」制度を創設し、企業の投資対象として魅力的なグローバル競争力を有する国立大学を創り出す。【次期通常国会へ法案を提出】

3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ウ) 「特定研究大学」等の創設によるグローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進

・特定研究大学（仮称）

高い経営力と自由度を有し、国内外の様々なリソースを呼び込むことによりグローバル競争力を高める大学を形成するため、「特定研究大学」（仮称）制度を創設する。このため、次期通常国会を目的に関連法案を提出することを含め、必要な制度整備を行う。その際、国内外の大学関係者の参画等による海外大学をベンチマークとした世界水準の厳格な評価の実施や徹底した情報公開等、厳格な学内マネジメントを求める一方で、組織再編の柔軟化や定員管理の自由度拡大、財務基盤強化につながる更なるインセンティブの付与（資産運用・収益事業の自由度拡大等）等、経営力強化のための方策を盛り込む。また、大学とベンチャー企業間の連携や好循環を実現する観点から、海外事例をも踏まえ、イノベーションを担う創業人材の育成、大学発ベンチャーの創出の促進等の方策についても盛り込む。

特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議

（委員名簿）

座長	岸 輝雄	新構造材料技術研究組合理事長
	上山 隆大	国立大学法人政策研究大学院大学副学長・教授
	金子 元久	国立大学法人筑波大学特命教授
	國枝 マリ	津田塾大学長
	熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	郷 通子	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
	酒井 重人	グッゲンハイム パートナーズ株式会社代表取締役社長
	佐藤 東洋士	桜美林学園理事長
	菅 裕明	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授
	清家 篤	慶應義塾長
	高橋 真木子	金沢工業大学大学院工学研究科教授
	中西 宏明	株式会社日立製作所執行役員会長兼CEO
	橋本 和仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所理事長
	水野 弘道	年金積立金管理運用独立行政法人理事

（座長以外の委員は五十音順 敬称略 役職は委嘱当時のもの）

これまでの開催状況

平成27年10月7日（水）第1回	11月18日（水）第5回
10月14日（水）第2回	11月27日（金）第6回
10月28日（水）第3回	12月16日（水）第7回
11月11日（水）第4回	→取りまとめ（案）座長預かり